

# アカウントビリティ・メカニズム

## 政策レビュー2010

詳細については、[www.adb.org/AM-REVIEW/](http://www.adb.org/AM-REVIEW/)をご覧ください。

### ADB のアカウントビリティ・メカニズムとは？

2003年5月、ADBは、1995年に確立された査察機能に代わる新たなアカウントビリティ・メカニズム（AM）を承認しました。このメカニズムは、ADBが支援するプロジェクトによって悪影響を受ける住民が問題について発言し、解決を求め、ADBの業務政策および手続きの違反を申し立てることができるよう、利用しやすい手段を提供するために確立されました。

本メカニズムの確立はまた、ADBの開発効果、プロジェクト品質および業務の透明性を高めようとする努力の一環でもあります。

本メカニズムの主な特徴は、2つの互いに関連する機能、すなわち協議と遵守状況審査にあります。協議とは、利害関係者が問題の解決を目的として話し合うプロセスで、ADBのスペシャル・プロジェクト・ファシリテーターが主導します。満足のいく解決策が得られない場合や、協議申請が不適格と判断された場合、または協議プロセスが進んでADBの業務政策および手続きの遵守状況について懸念が出てきた場合には、遵守状況審査を要請することができます。この遵守審査フェーズはコンプライアンス・レビュー・パネルが担当します。

### AM政策のレビュー

**背景** 2010年5月にタシケントで開催されたADBの第43回年次総会において、ADB総裁は、理事会と経営陣が共同でAMのレビューを実施すると発表しました。

レビューを実施するため、理事会メンバー4名と事務総長からなる理事会・経営陣共同の作業部会が設立されました。レビューを支援するため、2名の国際的な外部専門家、イシュラット・フサイン博士とマルティエ・ヴァン・プッテン博士が雇用されました。レビューには公開協議プロセスが含まれ、利害関係者との直接協議やAMレビューの専用ウェブサイトを通じたパブリック・コメントの募集が行われます。戦略・政策局（SPD）が作業部会の事務局を担当しています。



レビューに関する詳しい情報は、AMレビュー・ウェブサイト（<http://www.adb.org/AM-Review/>）をご覧ください。

**目的と課題** レビューの目的は、AMの改善の余地を探ることにあります。レビューは幅広く行い、下記の内容が含まれます。

1. 2003年のAM政策に反映された歴史的視点、目的および諸原則に照らして、AMの有効性と妥当性を分析する。
2. ADB業務の背景の変化、特に「ストラテジー2020」の採択を踏まえ、2003年以降のAMに関するADBの経験を評価する。
3. ADBのAMを他機関の同様の制度と比較・分析する。
4. 一般市民、プロジェクトの影響を受ける住民、政府、ADB理事会のメンバー、経営陣、業務部局スタッフ、非政府組織および市民団体を含む利害関係者との協議。

5. 分析、比較、評価および協議によって特定される主な課題への対応。下記の課題が利害関係者によって指摘されています。

- i. 現在の AM の下で規定される現地視察のアプローチ（現地視察には借入国の許可が必要）。
- ii. 比較的制限されている遵守審査フェーズへの移行請求。
- iii. 報告体系、オーナーシップおよび AM 文書や関連資料の頒布、ならびに予算、人員、業績評価、独立した法律上の助言へのアクセス、および専門家やコンサルタントを雇用する権利を含む、体制の独立性。
- iv. 被影響住民による AM の利用のしやすさ。
- v. 苦情申し立ての適格基準。
- vi. 情報の普及および広報（ADB の AM に関する認識レベル）に関する監察審査部（OCRCP）および ADB の有効性。
- vii. プロジェクトの遵守状況改善にかかるコストの評価（必要な時間、遅延、金銭的費用の増加）。
- viii. 関係開発途上加盟国（DMC）の懸念を特に考慮しつつ、AM が ADB の意思決定およびプロジェクトの選定に関するアプローチに及ぼしている幅広い影響の考察。
- ix. ADB およびその他の類似機関の経験に基づいて、申立人または悪影響を被った住民がどれほどの利益を得ているのか検証し、コメントを得ること。
- x. AM を改善するために重要と考えられるその他の課題。

6. 上記分析に基づく、各種政策、AM の機能、およびその業務手続と管理手続の変更と改善に向けた勧告。

### ボックス 1：AM レビューと協議のスケジュール

**第 1 段階 - 現行のアカウントビリティ・メカニズム政策に対するパブリック・コメントの募集（ウェブサイト）：**  
[ 2010 年 6～9 月 ]

ADB は利害関係者に対し、現在のアカウントビリティ・メカニズム政策についてのコメントを募集しています。第 1 段階は 2010 年 6 月から 9 月までの 12 週間です。寄せられるコメントを考慮して、改訂版政策の 1 次案を作成します。

**第 2 段階 - 現地協議と内部協議：** [ 2010 年 9～11 月 ]

ADB は、計 6 カ国の先進加盟国と開発途上加盟国において現地協議を行います。提案されている開催地はコロンボ、フランクフルト、ジャカルタ、マニラ、東京とワシントン DC です。協議には政府関係者、非政府組織、プロジェクトの影響を受ける住民、プロジェクトの受益者、民間セクター、開発機関および一般市民等、関心を有する利害関係者の幅広い参加を募ります。ADB はまた、理事会、経営陣およびスタッフを含む内部の利害関係者とも協議を行います。

**第 3 段階 - 政策改定案に対するパブリック・コメントの募集（ウェブサイト）：** [ 2010 年 12 月 ]

第 1 段階および第 2 段階で得られたフィードバックを考慮して、政策改定案を作成します。改定案は ADB のウェブサイトに 8 週間掲載されます。寄せられたコメントを活用して、改定案の微調整を行います。

## 協議計画

アジア開発銀行（ADB）は、アカウントビリティ・メカニズム政策のレビューにおいて参加型かつ透明性の高い協議プロセスを実施していきます。このプロセスは、政府関係者、非政府組織、プロジェクトの影響を受ける住民、プロジェクトの受益者、民間セクターおよび一般市民を含む、様々な利害関係者の参加を得て実施されます。

協議の目標は、関心を有する利害関係者全員に対して、アカウントビリティ・メカニズムの有効性を高め、それによって ADB の開発成果を高めるべく支援する機会を提供することにあります。

協議は 3 つの段階に分けて行われます ( ボックス 1 ) 。  
第 1 段階として、ADB はウェブサイトを通じて、現在の  
のアカウントビリティ・メカニズム政策に対するパブリック・  
コメントを募集しています。第 2 段階では、ADB が先進加盟国  
と開発途上加盟国の双方で現地協議を行います ( ボックス 2 ) 。  
第 3 段階では、ADB ウェブサイトを通じて、新たなアカウント  
ビリティ・メカニズムの草案についてパブリック・コメントを  
募集します。アカウントビリティ・メカニズムのレビューを  
扱う専用ウェブサイトがすでに設置されています。

寄せられる主なコメントは ADB ウェブサイトに掲示  
されます。

### ボックス 2 : AM 政策レビュー 2010 年協議の 開催地と日付

開催地	日付
コロンボ	9 月 30 日 ~ 10 月 1 日
東京	10 月 28 ~ 29 日
ワシントン DC	11 月 2 ~ 4 日
フランクフルト	11 月 8 ~ 9 日
ジャカルタ	11 月 11 ~ 13 日
マニラ	11 月 15 ~ 16 日

## ご意見をお聞かせください

ADB は、現在のアカウントビリティ・メカニズム政策についてのコメントと改善方法についての提案を募集しています。皆さんのコメントを注意深く考慮して、政策レビューの報告書を作成します。あなたのご意見をぜひお聞かせください。

コメントは、[amreview@adb.org](mailto:amreview@adb.org) までメールでお寄せください。

## 詳細情報

AM レビューの専用ウェブサイト ( [www.adb.org/AM-Review/default.asp](http://www.adb.org/AM-Review/default.asp) ) をご覧ください。